

附帯決議を踏まえた警察庁の取組

1 同意取得手続の円滑化

➤ 対象施設の管理者への協力依頼

対象施設の管理者において小型無人機等の利活用に配慮した運用がなされるよう、①同意取得の申出に係る窓口等の周知、②同意取得手続のオンライン化、③同意取得の申出に係る期限の見直し、④申出者に配慮した同意の可否の判断等、⑤一定の期間における包括的な同意及び⑥同意取得手続に従事する者に対する周知の徹底について協力を依頼

➤ 対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口の設置

複数の対象施設に係る対象施設周辺地域が重複する地域の上空において、小型無人機等の飛行を行うためには、それぞれの対象施設の管理者から同意を得る必要があるところ、その申出を一括して行うための「対象危機管理行政機関に係る同意取得手続のワンストップ窓口」を警察庁に設置

2 通報手続の円滑化

➤ 都道府県公安委員会及び皇宮警察本部長に対する通報手続

令和7年12月から「電子政府の総合窓口」（e-Govポータルサイト）から実施可能であることについて周知を図り、都道府県警察等に対し、一定の期間における包括的な通報を認めること、通報手続に従事する職員への指導・教養を徹底すること等について指示

➤ 管区海上保安本部長、対象防衛関係施設の管理者及び対象空港管理者に対する通報手続

通報受理者において小型無人機等の利活用に配慮した運用がなされるよう、①通報手続のオンライン化等、②対象防衛関係施設及び対象空港における同意取得手続との一体的な運用、③一定の期間における包括的な通報の受理及び④通報手続に従事する者に対する周知の徹底について協力を依頼

3 広報啓発活動

広報用ポスター及びリーフレット（日本語・英語・中国語・韓国語）を制作し、関係省庁、対象施設の管理者その他関係機関・団体等に対し、改正法の周知への協力を依頼するとともに、都道府県警察等に対し、「ドローン情報基盤システム」及び「地理院地図」において対象施設周辺地域の具体的な範囲を確認可能であることや同意取得手続及び通報手続の円滑化に向けた取組を含め、分かりやすい周知に向けて効果的な広報啓発活動を推進することについて指示